

旧耐震基準空き家の 取得事業補助金

市内の旧耐震基準の空き家を購入し、新耐震基準に改修して居住した方に、購入費の一部を補助します。市では、空き家を有効活用することで、住環境の向上と定住人口の増加を目指します。



最大90万円

対象 空き家

- 以下の全てを満たす空き家
- ①1年以上空き家になっている市内の戸建て住宅
 - ②昭和56年5月31日以前に建築された住宅
 - ③床面積が50平方メートル以上のもの
 - ④空き家と敷地の購入費用の合計が500万円以上のもの
 - ⑤個人が取得するもの

対象者

- 以下の全てを満たす方
- ①空き家を購入し、居住する方
 - ②市税（延滞金を含む）の滞納がない方
 - ③暴力団員等でない方

対象 事業

- 以下の全てを満たすもの
- ①空き家の引き渡しから6か月以内に居住
 - ②居住前に耐震改修工事を実施
- ※以下のいずれかに該当するものを除く
- ・耐震基準に適合する前居住したもの
 - ・生計を一にしている親族等から取得したもの
 - ・贈与により取得したもの
 - ・空き家の取得に関する他の補助金の交付を受けているもの



補助額

最大**90**万円（基本額50万円。市外から転入する方は10万円加算、親世帯又は子世帯が同居又は市内に居住する方は10万円加算、40歳未満の方は10万円加算、中学生以下の子がいる方は10万円加算）

その他

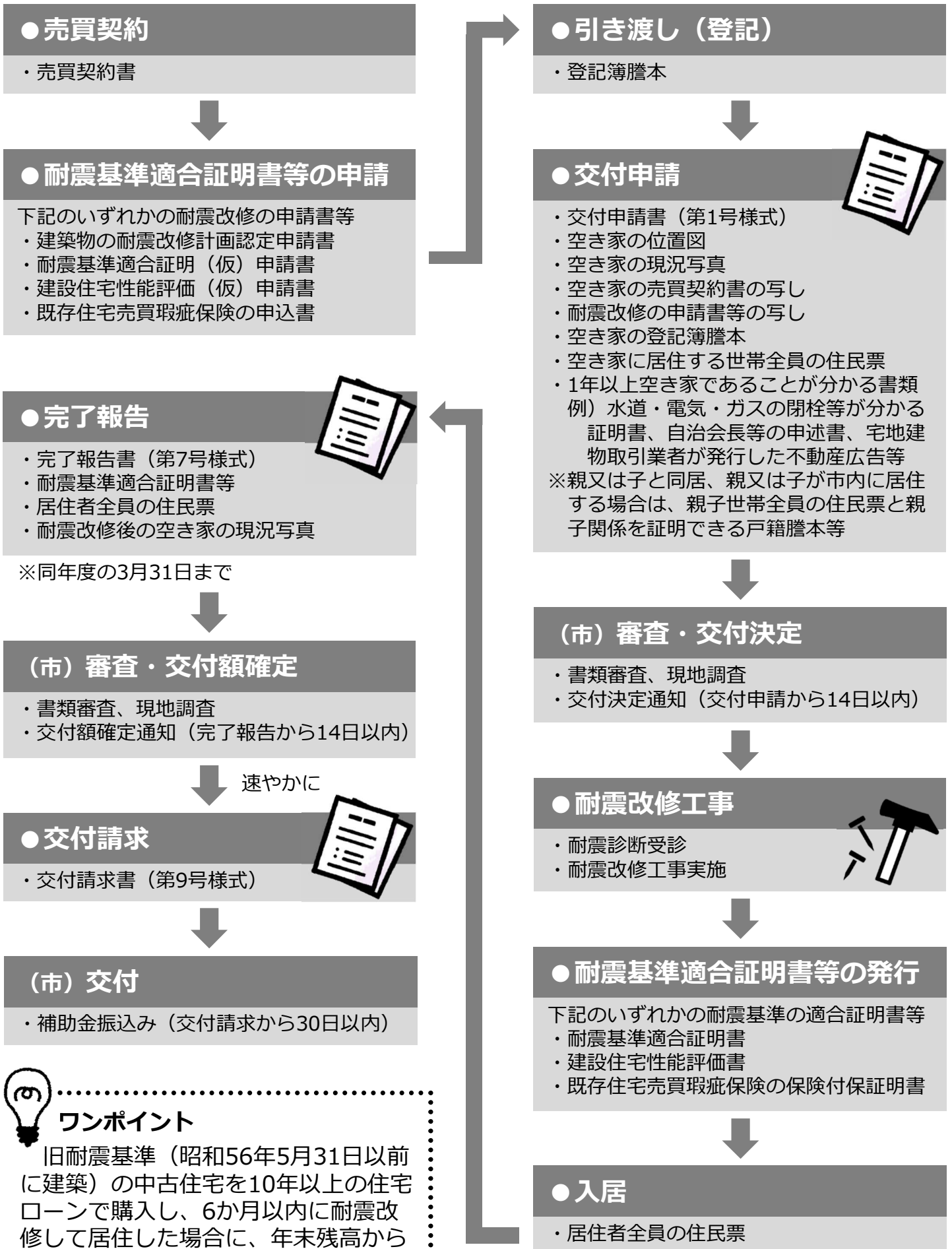
補助金の交付を受けるには、事前申請が必要です。
詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ


厚木市 住宅課 ☎046-225-2330

〒243-8511 厚木市中町3-17-17 厚木市役所第二庁舎12階

厚木市要耐震改修空き家取得事業補助金の交付手続の流れ



6
か
月
以
内

 **ワンポイント**
旧耐震基準（昭和56年5月31日以前に建築）の中古住宅を10年以上の住宅ローンで購入し、6か月以内に耐震改修して居住した場合に、年末残高から最大10%（上限400万円）が所得税から控除されます。詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。